# 公立大学等の地域の要請を踏まえた教育・研究│はじめに を行う大学にふさわしい「大学評価基準(第1 次素案)」について(抜粋)

第1次素案は、基本的な構成をとる「評価基 準 I L 及び、すでに認証評価を受け、評価結果 が存在する大学が「評価基準 I L に替って選択 することができる「評価基準Ⅱ」の2つの基準 から構成されています。

「評価基準 I 教育研究活動等の総合的な状 況に関する評価基準」は、これまで国内の3つ の認証評価機関において実施されてきた評価の 基準をベースとしており、法令に定められた事 項※に沿ったものです。

「評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進 状況に関する評価基準」は、主として以下の問 題意識に基づいて構成されています。

- 1 認証評価は評価を受ける大学を支援する観 点から行うものであること。
- 2 認証評価は日常的に行われる大学改革の作 業を踏まえ、その結果は改革の作業へ日々環 元されるよう、改革と評価とが密接に結び付 いたものであること。
- 3 認証評価作業終了後も、評価者と評価され る大学との間で質保証のための継続的な対話 を行うことで、評価結果が生きるものである

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

この「大学評価基準」は、独立行政法人大学 評価・学位授与機構(以下「機構」という。) が学校教育法第109条第2項の規定に基づいて 実施する、国・公・私立大学の教育研究活動等 の総合的な状況に関する評価(以下「大学機関 別認証評価」という。) について定めたもので す。大学評価基準は10の「基準」で構成され ています。

大学評価基準は、大学の正規課程(学士、修 士及び博士の学位並びに専門職学位を授与す るための課程や別科及び専攻科の課程) におけ る教育活動を中心として、大学の教育研究活動 等の総合的な状況を評価するためのものです。 10 の基準には、学校教育法、大学設置基準等関 係法令への適合性を含めて、機構が大学として 満たすことが必要と考える内容が記載されて います。評価は、この基準を満たしているかど うかの判断を中心として実施します。各基準を 満たしているかどうかの判断は、原則として大 学全体を単位として行いますが、基準によって は、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえ た上で、基準を満たしているかどうかの判断を 行います。大学全体として、全ての基準を満た している場合に、当該大学が大学評価基準を満 たしていると判断されることになります。

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

### 大学基準 趣旨

- 1 大学は、学問の自由を尊重し、高 度の教育および学術研究の中心 機関として、豊かな人間性を備え た有為な人材の育成、新たな知識 と技術の創造および活用、学術文 化の継承と発展等を通して、学問 の進歩と社会の発展に貢献する という使命を担っている。大学 は、この使命を自覚し、大学とし て適切な水準を維持すると同時 に、その掲げる理念・目的の実現 に向けて組織・活動を不断に検証 し、その充実向上に努めていくこ とが必要である。
- 2 この大学基準は、大学基準協会が 行う大学評価の基準となるもの であり、同時に大学が適切な水準しいます。 を維持し、その向上を図るための 指針を定めるものである。

らかにするとともに、大学基準の意義 について述べている。

1 大学のあり方について

### 大学評価基準(日本高等教育評価機構)

公益財団法人日本高等教育評価機 構(以下「評価機構」という)が行う 認証評価は、評価機構が定める大学評 価基準(以下「評価基準」という)及 び方法、手順に基づき、各大学の教育 研究活動等の総合的な状況を自己点 検・評価した結果を分析し、機関全体 として「評価基準」を満たしているか どうかを判断します。

評価機構では、各大学の個性、特色、 特性を十分に発揮できるよう配慮し、 自律性を尊重した評価を行います。

また、大学評価は強制や義務による 受身的なものではなく、各大学の教育 研究活動等の向上や経営改革のため の不可欠な手段であると位置付けて

これらのことから、各大学が掲げて いる使命・目的及び教育目的に基づい て、自発的かつ積極的に自己点検・評 価に取組めるよう、「評価基準」は基 ここでは、大学のあり方について明 | 本的・共通的な最小限の事項にとど め、各大学が使命・目的に掲げ、個性・ 特色として重視している領域に関し ては、大学が独自に基準及び基準項目

こと。

- 4 認証評価を受け、その結果を公的機関や市民に対して公表することが、公的機関や市民による大学の有効な活用を促すものであること。
- 5 公立大学の場合、その設置自治体が大学の 業務全体の機能の評価を行ったり、大学に関 する施策を決定したりするにあたって、認証 評価が当該大学の教育研究に対する行政組織 の理解を促進し、大学の発展のための活動資 金や人的資源の投入に関する妥当な判断を促 すために有効に働くものであること。
- 6 評価を受ける大学の教員・職員にとって、 評価のプロセスが、大学評価及びガバナンス について十分に学ぶ機会となるものであるこ と。
- 7 すでに実施され公表された認証評価を踏ま えることで、評価負担を軽減しながら、より 建設的な評価を行えるものであること。
- ※ 学校教育法第百十条第二項に規定する基準 を適用するに際して必要な細目を定める省令 の第一条第二項の定め。

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定 されており、基準を設定した意義や背景等を説 明する「趣旨」が記述されています。

さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることになります。

大学機関別認証評価においては、各大学に対して教育研究に関する目的の記述を求めます。 大学の目的は、それぞれの大学の個性や特色を明示するものであり、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、養成しようとする人材像を含めた大学が達成しようとしている基本的な成果等に言及されていなければなりません。大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることになります。

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

大学は、高度の教育および学術研究 の中心機関として、豊かな人間性の涵 養に留意しつつ真理の探究と人材育 成に努め、不断に大学と社会の活動全 般を検証し、大学としてふさわしい教 育研究水準の維持・向上と、社会の福 祉の向上に資する責務を負っている。

今日における学術研究の高度化、社会・経済構造の変化、国際化の進展は、大学の高度化・多様化・個性化の促進を要請している。一方で、大学は高度な専門性を有する者の集団として、社会の動向を建設的な見地から批判的に検証し、より良い社会の実現のための提言や知識の提供を行うことが、社会から求められている。大学は、これらの社会的要請にどのように対応しているか、絶えず自らに問いかけ、教育研究活動の改善向上に努めなければならない。

### 2 大学基準の意義について

大学基準は、本協会が大学評価を行う際の評価の基準として設定したものである。また、この基準は、各大学の理念・目的の実現に向けた改善・向上のための指針として機能することが期待されている。

大学基準は、この基準に基づいて行

### 大学評価基準 (日本高等教育評価機構)

を設定することが求められます。 評価機構が設定する各「基準」は、「基準項目」「評価の視点」「エビデンスの例示」からなります。各「基準」には、それぞれが意図している目的を「本基準の趣旨」として解説しています。

以上のことから、評価機構が行う認証評価では、評価機構の『大学機関別認証評価 受審のてびき』に従って、各大学が公的に表明した使命・目的、教育目的及び大学設置基準等の法令に依拠して作成した「自己点検評価書」、その根拠となるエビデンス及び実地調査での調査結果等に基づき、評価機構が客観的、総合的に評価することを通じて、各大学の改革・改善を支援するとともに、各大学の機関全体の活動状況を社会に明らかにします。

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
		う大学評価を通して、自ら行う点検・	
		評価を十全たらしめることとするほ	
		か、新たに正会員校となろうとする大	
		学の改善・向上の努力を促すととも	
		に、すでに正会員校となっている大学	
		についても現に大学が行っている努	
		力の状況を自ら検証するための基準	
		として活用されることを期待し、その	
		   充実向上と発展を促すことを目的と	
		している。	
		大学基準の各項目は、それぞれの大	
		学の特徴や立場を尊重しその改善・向	
		  上を促すという観点に立って、各大学	
		   の理念・目的を踏まえて、大学のある	
		   べき姿を追求するための留意点を明	
		   らかにすることに主眼をおいている。	

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準 (大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	大子(成例) がいます (大子計画・子位女子(株) 目次		大学評価基準 (口本高等教育計価機構)
(法令項目に沿った評価基準) 評価基準 I 教育研究活動等の総合的な状況に	日次   基準1 大学の目的	基準(見出し) 1 「理念・目的]	八子計画基準   基準1.使命・目的等
関する評価基準	基準2 教育研究組織	2 [教育研究組織]	領域:使命・目的、教育目的
1 大学の目的	基準3 教員及び教育支援者	3 [教員・教員組織]	+ 246 - 24 1-5
2 教育研究組織	基準4 学生の受入	4 [教育内容・方法・成果]	基準2.学修と教授
3 教員及び教育支援者	基準5 教育内容及び方法	5 [学生の受け入れ]	領域:学生受入れ、教育内容・方法、
4 学生の受入	○ 学士課程	6 [学生支援]	学修及び授業の支援、学修評価、教員
5 教育内容及び方法基準	○ 大学院課程(専門職学位課程を含む。)	7 [教育研究等環境]	配置等
6 学習成果	基準6 学習成果	8 [社会連携・社会貢献]	
7 施設・設備及び学生支援体制	基準7 施設・設備及び学生支援	9 [管理運営・財務]	基準3.経営・管理と財務
8 教育の内部質保証システム	基準8 教育の内部質保証システム	10 [ 内部質保証]	領域:経営の規律、理事会、ガバナン
9 機能強化と改革の推進のための大学ガ	基準9 財務基盤及び管理運営		ス、執行体制、財務基盤と収支、会計
バナンス	基準 10 教育情報等の公表		
10 教育情報等の公表	選択評価事項A 研究活動の状況		基準4. 自己点検・評価
11 特色ある研究の推進	選択評価事項B 地域貢献活動の状況		領域:自己点検・評価の適切性、誠実
12 地域の要請を踏まえた教育研究成果の提供			性、有効性
(過去に認証評価を受け、評価結果が存在する			使命・目的に基づく大学独自の基準設
場合に選択可能な評価基準)			定と自己点検・評価
評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況			
に関する評価基準			
1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善			
2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた			
教育研究の推進			
3 機能強化と改革の推進のための大学ガ			
バナンス			

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
(法令項目に沿った評価基準合) 評価基準 I 教育研究活動等の総合的な状況に 関する評価基準			
1 大学の目的	基準1 大学の目的	1 [理念・目的]	基準1. 使命・目的等 領域: 使命・目的、教育目的
2 教育研究組織	基準2 教育研究組織	2 [教育研究組織]	基準2. 学修と教授 2-8. 教員の配置・職能開発等
3 教員及び教育支援者	基準3 教員及び教育支援者	3 [教員・教員組織]	基準2. 学修と教授 (再掲) 2-8. 教員の配置・職能開 発等
4 学生の受入	基準4 学生の受入	5 [学生の受け入れ]	基準2. 学修と教授 2-1. 学生の受入れ
5 教育内容及び方法基準	基準5 教育内容及び方法  ○ 学士課程  ○ 大学院課程(専門職学位課程を含む。)	4 [教育内容・方法・成果] (1) 教育目標、学位授与方針、教育 課程の編成・実施方針 (2) 教育課程・教育内容 (3) 教育方法	基準2. 学修と教授 2-2. 教育課程及び教授方法 2-6. 教育目的の達成状況の評価と フィードバック
6 学習成果	基準6 学習成果	4 [教育内容・方法・成果] (4) 成果	基準2. 学修と教授 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
7 施設・設備及び学生支援体制	基準7 施設・設備及び学生支援	7 [教育研究等環境] 6 [学生支援]	<ul><li>基準2. 学修と教授</li><li>2-9. 教育環境の整備</li><li>2-3. 学修及び授業の支援</li><li>2-5. キャリアガイダンス</li><li>2-7. 学生サービス</li></ul>
8 教育の内部質保証システム	基準8 教育の内部質保証システム	10 [ 内部質保証]	基準4. 自己点検・評価 領域:自己点検・評価の適切性、誠実

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
			性、有効性
9 財務基盤及び管理運営(機能強化と改革の	基準 9 財務基盤及び管理運営	9 [管理運営・財務]	基準3.経営・管理と財務
推進のための大学ガバナンス)			領域:経営の規律、理事会、ガバナン
			ス、執行体制、財務基盤と収支、会計
10 教育情報等の公表	基準 10 教育情報等の公表	10 [ 内部質保証] (再掲)	基準4. 自己点検・評価
			(再掲)4-2-③自己点検・評価の結果
			の学内共有と社会への公表
11 特色ある研究の推進	選択評価事項A 研究活動の状況		
12 地域の要請を踏まえた教育・研究成果の提供	選択評価事項B 地域貢献活動の状況	8 [社会連携・社会貢献]	
(過去に認証評価を受け、評価結果が存在する			(仮置)
場合に選択可能な評価基準)			使命・目的に基づく大学独自の基準設
			定と自己点検・評価
評価基準Ⅱ 大学の機能強化と改革の推進状況			
に関する評価基準			
1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善			
2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた			
教育研究の推進			
3 機能強化と改革の推進のための大学ガ			
バナンス			

### 1 大学の日的

- 1-1 大学の目的は、それぞれの大学の設置 の経緯及び社会的背景を踏まえ、学校教育 法に規定されている大学一般の目的に適合 するよう明確に定められていること。
- 1-2 その目的が大学の内外に共有され、教 育研究活動の促進に有効に働くようそれぞ れの内容に整合性がとられていること。

### 【基本的観点】

- 法令に適合しているか。
- ② 個性・特色の明示がなされているか。
- ③ 社会の要請に対応しているものである か。
- ④ 学内構成員の共有がなされているか。
- ⑤ ステークホルダーとの共有がなされて いるか。
- ⑥ 教育・研究活動との整合性がとれている カシ。

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的(使命、教育研究活動を展 開する上での基本的な方針、達成しよう としている基本的な成果等) が明確に定 められており、その内容が学校教育法に 規定されている、大学一般に求められる 目的に適合するものであること。

### 趣旨

本評価においては、大学の個性や特色が十分 に発揮できるよう、各大学に対して教育研究活 動に関する「目的」の明示を求め、各基準にお いて、その内容を踏まえた評価を実施します。 大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を 展開する上での基本的な方針、及び、養成しよ うとする人材像を含めた、達成しようとしてい る基本的な成果等を言います。

この基準では、大学の目的が明確に定めら れ、その内容が大学一般に求められている目的 に適合しているかについて評価します。

各大学は、それぞれが持つ設立の趣旨、理念、 歴史、環境条件等を踏まえ、社会の中で果たそ うとする役割や機能、個性や特色を明確にした 上で、その大学の機関としての目的を明確に定 めていることが必要です。さらに、学部、学科 又は課程等ごとに、大学院を有する大学におい

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

### 基 準 「理念·日的]

1 大学は、その理念に基づき、人材 育成の目的、その他の教育研究上の目 的を適切に設定し、公表しなければな らない。

### 基 準

ここでは、各大学の理念・目的を尊 | 重しつつも、高等教育機関としての大 学が守るべき基準について述べてい る。(注:以下各基準において共通)

### 1 理念・目的について

理念・目的は大学のもつ個性や特徴 | を明らかにするものであると同時に、 学問の自由を保障し、「広く知識を授 けるとともに、深く専門の学芸を教授 研究し、知的、道徳的及び応用的能力 を展開させる」(学校教育法 第83条 第1項)という大学の目的にも沿い、 最高の教育機関として、また、学術文 化の研究機関として、ふさわしい内容 を有するものであることが必要であ

大学は、自ら掲げる理念・目的を具 ては、研究科又は専攻等ごとに、人材の養成に | 現化するために、教育研究活動に必要 | 1-1. 使命・目的及び教育目的の明

### 大学評価基準(日本高等教育評価機構)

基準1. 使命•目的等

領域:使命・目的、教育目的

### 本基準の趣旨

大学は、知の拠点であり、知識基盤 社会の重要な社会的インフラとして 高い公共性を有する機関です。このた め、大学は使命・目的(建学の精神等 を踏まえた大学の将来像又は達成し ようとする社会的使命・目的)を定め、 これを社会に表明する必要がありま す。また、教育目的(教育プログラム ごとの人材養成に関する目的) を学則 等において明確に定め、①学位授与の 方針 (ディプロマポリシー)、②教育 課程の内容・方法の方針(カリキュラ ムポリシー)、③入学者受入れの方針 (アドミッションポリシー)(以下「3 つの方針」という) 等への反映が求め られています。

大学の使命・目的及び学部等の教育 目的は、大学経営全体の基本軸となる ものであり、その内容の明確性、適切 性とともに、これが大学経営全体に確 実に反映されるための学内体制の確 立が不可欠です。

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	関する目的その他の教育研究上の目的を学則	な組織・制度とその諸条件を整備し、	確性
	等に定めていることが必要です。それらの内容	その機能を十分に発揮することが必	1-1-①意味・内容の具体性と明確性
	は、学校教育法に定められた大学又は大学院が	要である。同時に大学は、理念・目的	1-1-②簡潔な文章化
	果たすべき目的に適合している必要がありま	に照らして教育研究活動の充実向上	
	す	のための検証を行う必要がある。	1-2. 使命・目的及び教育目的の適
		また、理念・目的は、刊行物やホー	切性
	基本的な観点	ムページ等を通じて、学内の構成員に	1-2-①個性・特色の明示
	1-1-① 大学の目的(学部、学科又は課程	周知させるとともに、社会に対しても	1-2-②法令への適合
	等の目的を含む。)が、学則等に明確に	明らかにする必要がある。	1-2-③変化への対応
	定められ、その目的が、学校教育法第83	大学は、こうした理念・目的自体の適	
	条に規定された、大学一般に求められる	切性についても定期的に検証し、その	1-3. 使命・目的及び教育目的の有
	目的に適合しているか。	結果を改善に結びつける必要がある。	効性
	1-1-② 大学院を有する大学においては、		1-3-①役員、教職員の理解と支持
	大学院の目的(研究科又は専攻等の目的		1-3-②学内外への周知
	を含む。)が、学則等に明確に定められ、		1-3-③中長期的な計画及び3つの方針
	その目的が、学校教育法第 99 条に規定		等への使命・目的及び教育目的
	された、大学院一般に求められる目的に		の反映
	適合しているか。		1-3-④使命・目的及び教育目的と教育
			研究組織の構成との整合性
2 教育・研究組織	基準2 教育研究組織	[教育研究組織]	基準2. 学修と教授
		2 大学は、その理念・目的を踏まえ	領域:学生受入れ、教育内容・方法、
2-1 教育・研究・地域貢献に係る基本的な	2-1 教育研究に係る基本的な組織構成(学	て、適切な教育研究組織を整備しなけ	学修及び授業の支援、学修評価、教員
組織構成が、大学の目的に照らして適切な	部及びその学科、研究科及びその専攻、	ればならない。	配置等
ものであること。	その他の組織並びに教養教育の実施体		
2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体	制)が、大学の目的に照らして適切なも	2 教育研究組織について	本基準の趣旨
制が適切に整備され、機能していること。	のであること。		学修と教授は、言うまでもなく大学
【基本的観点】	2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体	大学は、理念・目的を踏まえ、その	の機能の中核です。大学は、その使
① 学部・学科等の構成が学士課程教育の目	制が適切に整備され、機能しているこ	実現に必要な学部・学科・大学院研究	命・目的を踏まえて、学部・学科・研

的を達成するために適切なものになって いるか。

- ② 教養教育の体制が整備されているか。
- ③ 研究科・専攻等の構成が大学院課程の目 的を達成するために適切なものになって いるか。
- ④ その他の学内組織が、大学の目的に照ら して適切に運営されるものになっている か。

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

کی ۔

### 趣旨

この基準では、各大学の教育研究に係る基本 的な組織構成や、各種委員会、その他の教育研 究活動を展開する上で必要な実施体制の状況 について評価します。

大学が、その目的の達成に向けて教育研究活 動を展開するためには、学部、学科、研究科、 専攻(これらの組織を置かない場合にはこれに 代わる組織)、別科、専攻科、附属施設、セン ター等(特定の学部又は学科に設置が必要な附 属学校、附属病院等を含む。) の基本的な教育 研究組織及び教養教育の実施体制が、有効かつ 適切な形で設置あるいは整備されていること が必要です。

また、大学全体や、それぞれの基本的な教育 組織を有効に機能させ、教育を展開していくた めには、教授会、教務委員会等の各種委員会、 その他の運営体制が適切に整備され、それらが 機能していることが必要です。

## 基本的な観点

2-1-① 学部及びその学科の構成(学部、 学科以外の基本的組織を設置している 場合には、その構成)が、学士課程にお ける教育研究の目的を達成する上で適 切なものとなっているか。

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

科等の教育研究上の組織を編成・設置 し、これを適切に管理・運営する必要 がある。教育研究組織は、大学におけ る活動単位として機能するものであ り、各大学の特徴はもとより、学問の 動向や社会的要請、大学を取り巻く国 る必要がある。大学は、教育研究上の しその結果を改善に結びつけ、そのこ とを通して大学の潜在的能力を十分 発揮させる必要がある。

### 大学評価基準 (日本高等教育評価機構)

究科等ごとの教育目的を明確に定め るとともに、これを実現するための方 策として、3つの方針を定め、学内共 通理解のもとに、組織的、総合的に教 学経営を進める必要があります。

使命・目的と教育目的及び3つの方 際的環境に適切に対応したものである針を明確にし、内外に示すことは、教 職員の意識の統一のためにも、また、 組織の適切性について定期的に検証 | 大学の教育を可視化し、外部からの評 価を受けて教育の質を高めるために も不可欠なことです。

- 2-8. 教員の配置・職能開発等 2-8-①教育目的及び教育課程に即し
- た教員の確保と配置 2-8-②教員の採用·昇任等、教員評価、

研修、FD(Faculty Development)をはじめとする 教員の資質・能力向上への取組 み 2-8-③教養教育実施のため の体制の整備

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され		
	ているか。		
	2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究		
	科、専攻以外の基本的組織を設置してい		
	る場合には、その構成)が、大学院課程		
	における教育研究の目的を達成する上		
	で適切なものとなっているか。		
	2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合		
	には、その構成が教育研究の目的を達成		
	する上で適切なものとなっているか。		
	2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研		
	究の目的を達成する上で適切なものと		
	なっているか。		
	2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要		
	事項を審議するための必要な活動を行		
	っているか。また、教育課程や教育方法		
	等を検討する教務委員会等の組織が、適		
	切に構成されており、必要な活動を行っ		
	ているか。		
3 教員及び教育支援者	基準3 教員及び教育支援者	[教員・教員組織]	基準2.学修と教授
		3 大学は、その理念・目的を実現す	
3-1 大学の理念・目的・教育目標を実現す	3-1 教育活動を展開するために必要な教員	るために、求める教員像や教員組織の	(再掲)
るために、求める教員像や教員組織の編制	が適切に配置されていること。	編制方針を明確にし、それに基づく教	2-8. 教員の配置・職能開発等
方針が明確かつ体系的になっていること。	3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明	員組織を整備しなければならない。	2-8-①教育目的及び教育課程に即し
3-2 求める教員像や教員組織の編成方針に	確な基準が定められ、適切に運用されて		た教員の確保と配置
基づき、適切に教員が配置され、その資質	いること。また、教員の教育及び研究活	3 教員・教員組織について	2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、
が適切に維持されていること。	動等に関する評価が継続的に実施され、		研修、FD(Faculty
3-3 目的に沿った教育活動を展開するため	教員の資質が適切に維持されているこ	大学は、大学として求める教員像や	Development)をはじめとする

に必要な教育支援者や教育補助者、事務職 員の活用が適切に行われていること。

### 【基本的観点】

- ① 教育目標に沿って、教員が適切な役割分 担が行えるような組織的な連携体制が確 保され、体系的なカリキュラム等のもとで「趣旨 教育研究にかかる責任の所在が明確とな った教員組織が編制されているか。
- ② 各課程においてそれぞれの教育目標に | 置されているかについて評価します。 即した教員の確保と配置がなされている カン
- ③ 教員の採用・昇任基準等が適切に定めら れ、教員評価、研修、FD(ファカルティ ー・ディベロップメント)をはじめとする 教員の資質・能力向上への取組みがなされ ているか。
- ④ TA等の教育補助者の活用が図られて いるか。また、教育活動の展開に必要な事 務職員、教育支援者が適切に配置されてい るか。

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

کے ۔

3-3 教育活動を展開するために必要な教育 支援者の配置や教育補助者の活用が適 切に行われていること。

この基準では、大学の目的を達成するため に、教員、教育支援者や教育補助者が適切に配

大学の教育を実施する上で、個々の教員及び 教員組織の果たす役割が重要であるのは言う までもありません。各大学には、大学設置基準 (通信教育を行う課程を置いている場合には、 大学通信教育設置基準を含む。)、大学院設置基 準あるいは専門職大学院設置基準に定められ た要件を具備しつつ、教員の適切な役割分担や 組織的な連携体制の下で、教育研究に係る責任 の所在が明確にされた教員組織が編制されて いることが必要です。また、質及び量の両面に おいて、教育活動を展開するために十分な教員 組織を有していることが求められます。

そのためには、教員の採用及び昇格等に当た って、明確な基準が定められ、適切に運用され ていることが必要です。また、教員の教育及び 研究活動等に関する評価が継続的に実施され、 教員の資質が適切に維持されていることが必 要です。

さらに、教育活動を展開する上では、教員の│正な男女比構成にも配慮することが

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

教員組織の編制の方針を明確に定め、 学部・研究科等の教育課程、学生収容 定員等に応じた教育研究上必要な規 模の教員組織を設けるとともに、組織 ごとに十分な教員を配置し、教育と研 究の成果を上げる必要がある。また、 大学は、教員の適切な役割分担の下 で、組織的な連携体制を確保し教育研 究に係る責任の所在が明確になるよ う教員組織を編制する必要がある。

大学は、教員の募集、採用、昇任等 を適切に行うとともに、その地位の保 障にも十分に配慮する必要がある。教 員の採用に際しては、広く国内外に人 材を求める等人事の活性化を図ると ともに、明文化された基準と手続きに 従い、公正かつ適切な方法で採用を行 わなければならない。その際、大学は 高度の教育機関であるとともに、学術 研究の中心機関でもある点を考慮し、 人格、教育研究指導上の能力、教育業 績、研究業績、学界および社会におけ る活動実績等に留意して、候補者を選 考する必要がある。また、特定の範囲 の年齢に偏ることのないよう教員の 年齢構成に留意するとともに、男女共 同参画社会の実現に向けて教員の適

### 大学評価基準 (日本高等教育評価機構)

教員の資質・能力向上への取組 み 2-8-③教養教育実施のため の体制の整備

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	みならず、事務職員、技術職員等の教育支援者	重要である。	
	が適切に配置され、ティーチング・アシスタン	大学は、教員の資質向上を図るため	
	ト(TA)等の教育補助者の活用が図られてい	に、組織的に、また、多面的に必要な	
	ることが必要です。	措置を講じなければならない。	
	基本的な観点		
	3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組		
	織的な連携体制が確保され、教育研究に		
	係る責任の所在が明確にされた教員組		
	織編制がなされているか。		
	3-1-② 学士課程において、教育活動を展		
	開するために必要な教員が確保されて		
	いるか。また、教育上主要と認める授業		
	科目には、専任の教授又は准教授を配置		
	しているか。		
	3-1-③ 大学院課程において、教育活動を		
	展開するために必要な教員が確保され		
	ているか。		
	3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の		
	活動をより活性化するための適切な措		
	置が講じられているか。		
	3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明		
	確に定められ、適切に運用がなされてい		
	るか。特に、学士課程においては、教育		
	上の指導能力の評価、また大学院課程に		
	おいては、教育研究上の指導能力の評価		
	が行われているか。		
	3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関す		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
「八子計画签字(第「八条条/」	スチ版関列が組計画 スチ計画 (スチ計画・チロ反子版件) る評価が継続的に行われているか。ま	「八子奉午」のよいての解説(八子奉午励会)	八十計圖签字(日本同等教育計圖版件)
	た、その結果把握された事項に対して適		
	切な取組がなされているか。		
	3-3-① 教育活動を展開するために必要な		
	事務職員、技術職員等の教育支援者が適		
	切に配置されているか。また、TA等の		
	教育補助者の活用が図られているか。		
4 学生の受入	基準4 学生の受入	[学生の受け入れ]	基準2.学修と教授
		5 大学は、その理念・目的を実現す	
4-1 入学者受入方針が明確に定められ、周	4-1 入学者受入方針(アドミッション・ポ	るために、学生の受け入れ方針を明示	2-1. 学生の受入れ
知されることによって適切な学生の受入が	リシー)※)が明確に定められ、それに	し、その方針に沿って公正な受け入れ	2-1-①入学者受入れの方針の明確化
実施されていること。	沿って、適切な学生の受入が実施されて	を行わなければならない。	と周知
4-2 入学定員に沿った適切な学生受入れ数	いること。		2-1-②入学者受入れの方針に沿った
が維持されていること。	4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正	5 学生の受け入れについて	学生受入れ方法の工夫
【基本的観点】	な数となっていること。	大学は、その理念・目的および教育	2-1-③入学定員に沿った適切な学生
① 入学者受入方針(アドミッション・ポリ		目標を効果的に実現できるよう、学生	受入れ数の維持
シー)が明確に定められているか。	趣旨	の受け入れ方針および学生収容定員	
② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の	この基準では、各大学の学生の受入方針及び	を定める必要がある。	
受入方法が採用されているか。	受入状況等について評価します。	大学は、入学者の選抜にあたり、そ	
③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公	大学における学生の受入の在り方は、高等学	の受け入れ方針を基礎とし、高等学校	
正に実施されているか。	   校教育や社会に大きな影響を与えるものであ	教育と大学教育との関連、社会人、帰	
④ 入学者受入に関する検証を行い、入学者	   り、適切な体制によって、公正かつ妥当な方法	国生徒および外国人留学生の受け入	
選抜方法の改善を行っているか。	により行われることはもちろんですが、その上	   れ、飛び級、編入学、転科・転部など、	
⑤ 入学定員と実入学者数との関係の適正			
化が図られているか。	   った「求める学生」を適切に見出だすという観		
	点に立って実施されることも併せて重要とな		
	ります。	大学は、学生収容定員と在籍学生数	
	- そのためには、各大学の教育の目的に沿っ		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	て、どのような能力や適性等を持った学生を求	ない。また、教育効果を十分にあげる	
	めているのか、どのような方針で入学者選抜を	ために、過度な学生増は避け、大学の	
	行うのかなどの考え方をまとめた入学者受入	規模に見合う学生数を収容すること	
	方針を明確に定めていることが求められます。	が重要である。	
	その上で、各大学が定めた方針に沿った方法で	大学は、入学者選抜が学生の受け入	
	入学者選抜が実施され、「求める学生」が適切	れ方針に基づいて公正かつ適切に実	
	に見出だされていることが必要です。	施されているかについて定期的に検	
	なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整	証し、その結果を改善に結びつける必	
	備されているものであり、教育の効果を担保す	要がある。	
	る観点から、実入学者数は、入学定員とできる		
	だけ合致していることが求められます。		
	基本的な観点		
	4-1-① 入学者受入方針(アドミッショ		
	ン・ポリシー)が明確に定められている		
	カೄ		
	4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な		
	学生の受入方法が採用されているか。		
	4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制によ		
	り、公正に実施されているか。		
	4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受		
	入が実際に行われているかどうかを検		
	証するための取組が行われており、その		
	結果を入学者選抜の改善に役立ててい		
	るか。		
	4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に		
	超える、又は大幅に下回る状況になって		
	いないか。また、その場合には、これを		

			,
「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	改善するための取組が行われるなど、入		
	学定員と実入学者数との関係の適正化		
	が図られているか。		
5 教育内容及び方法	基準5 教育内容及び方法	[教育内容・方法・成果]	基準2. 学修と教授
		4 大学は、その理念・目的を実現す	
5-1 教育課程の編成・実施方針が明確に定	(学士課程)	るために、教育目標を定め、それに基	2-2. 教育課程及び教授方法
められ、それに基づいて教育課程が体系的	5-1 教育課程の編成・実施方針(カリキュ	づき学位授与方針および教育課程の	2-2-①教育目的を踏まえた教育課程
に編成されていること。	ラム・ポリシー) ※) が明確に定められ、	編成・実施方針を明示しなければなら	編成方針の明確化
5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業	それに基づいて教育課程が体系的に編	ない。また、こうした方針に則して、	2-2-②教育課程編成方針に沿った教
形態、学習指導法等が整備されていること。	成されており、その内容、水準が授与さ	十分な教育上の成果を上げるための	育課程の体系的編成及び教授
5-3 学位授与方針が明確に定められ、成績	れる学位名において適切であること。	教育内容と方法を整備・充実させ、学	方法の工夫・開発
評価や単位認定、卒業認定が適切に実施さ	5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業	位授与を適切に行わなければならな	
れていること。	形態、学習指導法等が整備されているこ	V,	
【基本的観点】	と。		2-6. 教育目的の達成状況の評価と
① 教育課程の編成・実施方針(カリキュラ	5-3 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)	4 教育内容・方法・成果について	フィードバック
ム・ポリシー) が明確に定められているか。	※) が明確に定められ、それに照らして、	(1) 教育目標、学位授与方針、教育	2-6- ① 教育目的の達成状況の点
② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、	成績評価や単位認定、卒業認定が適切に	課程の編成・実施方針	検・評価方法の工夫・開発
教育課程が体系的に編成されており、学生	実施され、有効なものになっているこ	大学は、その理念・目的を実現する	2-6-②教育内容・方法及び学修指導等
の多様なニーズ、学術の発展動向、社会か	と。	ために、教育目標を定めこれに基づき	の改善へ向けての評価結果の
らの要請等に配慮しているか。	(大学院課程 (専門職学位課程を含む。))	学位授与方針および教育課程の編	フィードバック
③ 教育の目的に照らして、教育内容に応じ	5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定	成・実施方針を明示しなければならな	
た適切な学習指導法が採用されているか。	められ、それに基づいて教育課程が体系	V,	
④ 学生の十分な学修時間を確保する、積極	的に編成されており、その内容、水準が	学位授与方針には、学位の授与にあ	
的な学びを実現する授業方法を採用する	授与される学位名において適切である	たり、学位授与基準および当該学位に	
等により単位の実質化への配慮がなされ	こと。	相応しい学習成果を明確に示す必要	
ているか。	5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業	がある。また、教育課程の編成・実施	
⑤ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)	形態、学習指導法等(研究・論文指導を	方針には、教育内容、学修時間、科目	
が明確に定められ、成績評価、単位認定が	含む。) が整備されていること。	の履修順序など教育活動の体系性を	

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
適切に実施されているか。	5-6 学位授与方針が明確に定められ、それ	示すとともに、教育課程を構成する授	
	に照らして、成績評価や単位認定、修了	業科目の科目区分、授業形態、教育方	
	認定が適切に実施され、有効なものにな	法など教育課程を円滑に実施するた	
	っていること。	めの基本的方策の枠組みを示す必要	
		がある。	
	趣旨	(2) 教育課程・教育内容	
	この基準では、各大学の教育内容及び方法に	大学は、学位授与方針および教育課	
	ついて評価します。	程の編成・実施方針に基づき、授業科	
	各大学の教育内容及び方法は、学校教育法、	目を適切に開設し、教育課程を体系的	
	大学設置基準、大学院設置基準あるいは専門職	に編成する必要がある。	
	大学院設置基準に定められた大学に求められ	教育課程の編成にあたっては、いず	
	る内容を満たすものであると同時に、その大学	れの専門分野にあっても、国際化や情	
	の教育の目的を体現するものであることが必	報化の進展、また学術の動向や社会か	
	要です。	らの要請等に留意しつつ、それぞれの	
	そのためには、教育課程の編成・実施方針が	課程における教育研究上の目的や学	
	明確に定められ、それに基づいて教育課程が体	習成果の修得のためにふさわしい授	
	系的に編成されており、その内容、水準が授与	業科目を適切に開設する必要がある。	
	される学位名において適切であることが必要	その際、学部・研究科等の教育目標、	
	です。	学問の体系などを考慮するとともに、	
	また、教育課程を展開するにふさわしい授業形	各授業科目を大学教育の一環として	
	態、学習指導法等(大学院課程においては、研	適切に組合せ、順次性に配慮し体系的	
	究・論文指導を含む。) が整備されていること	かつ効果的に編成する必要がある。	
	が必要です。	また、いずれの課程においても各課	
	大学では、学位授与方針が明確に定められて	程にふさわしい教育内容を提供する	
	おり、学生が修得する単位や取得する学位は、	必要がある。	
	その方針に照らして、適切に認定・授与されな	(3) 教育方法	
	ければなりません。大学は組織として自らが認	大学は、学位授与方針および教育課	
	定・授与した単位、学位の通用性について保証	程の編成・実施方針に基づき、適切な	

[十勞][[十分][[十分][[]]]	十类株田の野野寺屋 十类部屋甘港(十巻寺屋 光片塚片機構)	「十尚甘淮」れたがるの知己(十尚甘淮协会)	<b>上兴动压甘淮(口土克笠<u></u>**</b>
「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	することが求められます。各大学は、そのよう		
	な観点から、成績評価や単位認定、卒業(修了)	果を十分に発揮するために、教育方法	
	認定を適切に実施し、学修の成果を有効なもの		
	とすることが必要です。	ある。	
	この基準では、学士課程、大学院課程(専門		
	職学位課程を含む。)のそれぞれについて、評		
	価を行います。	適切なシラバスを作成し授業計画に	
		基づいて教育研究指導を行い、授業形	
	基本的な観点	態、授業方法にも工夫を凝らすなど、	
	(学士課程)	学修の活性化のための十分な措置を	
	5-1-① 教育課程の編成・実施方針(カリ	講ずることが必要である。	
	キュラム・ポリシー)が明確に定められ	履修単位の認定方法に関しては、各	
	ているか。	授業科目の特徴や内容、履修形態等を	
	5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づ	考慮し、期待する学習成果を見極めな	
	いて、教育課程が体系的に編成されてお	がら、単位制の趣旨に沿った措置をと	
	り、その内容、水準が授与される学位名	ることが必要である。また、教育の質	
	において適切なものになっているか。	を保証するために、厳格かつ適正な成	
	5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内	績評価を行う必要がある。	
	容において、学生の多様なニーズ、学術	大学は、教育水準の維持・向上のた	
	の発展動向、社会からの要請等に配慮し	めに、ファカルティ・ディベロップメ	
	ているか。	ント(FD)の一環として、授業の内	
	5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演	容および方法の改善を図るための組	
	習、実験、実習等の授業形態の組合せ・	織的研修・研究を実施するとともに、	
	バランスが適切であり、それぞれの教育	教育内容・方法および教育上の効果を	
	内容に応じた適切な学習指導法が採用	定期的に検証し、その結果を改善に結	
	されているか。	びつける必要がある。	
	5-2-② 単位の実質化※) への配慮がなさ		
	れているか。		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	5-2-③ 適切なシラバス※) が作成され、	1 12 1 10	
	活用されているか。		
	5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が		
	組織的に行われているか。		
	5-2-⑤ 夜間において授業を実施している		
	課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コ		
	ース)) を置いている場合には、その課		
	程に在籍する学生に配慮した適切な時		
	間割の設定等がなされ、適切な指導が行		
	われているか。		
	5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている		
	場合には、印刷教材等による授業(添削		
	等による指導を含む。)、放送授業、面接		
	授業(スクーリングを含む。)若しくは		
	メディアを利用して行う授業の実施方		
	法が整備され、適切な指導が行われてい		
	るか。		
	5-3-① 学位授与方針(ディプロマ・ポリ		
	シー)が明確に定められているか。		
	5-3-② 成績評価基準が組織として策定さ		
	れ、学生に周知されており、その基準に		
	従って、成績評価、単位認定が適切に実		
	施されているか。		
	5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担		
	保するための組織的な措置が講じられ		
	ているか。		
	5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基		
	準が組織として策定され、学生に周知さ		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	れており、その基準に従って卒業認定が		
	適切に実施されているか。		
	(大学院課程 (専門職学位課程を含む。))		
	5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確		
	に定められているか。		
	5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づ		
	いて、教育課程が体系的に編成されてお		
	り、その内容、水準が授与される学位名		
	において適切なものになっているか。		
	5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内		
	容において、学生の多様なニーズ、学術		
	の発展動向、社会からの要請等に配慮し		
	ているか。		
	5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演		
	習等の授業形態の組合せ・バランスが適		
	切であり、それぞれの教育内容に応じた		
	適切な学習指導法が採用されているか。		
	5-5-② 単位の実質化への配慮がなされて		
	いるか。		
	5-5-3 適切なシラバスが作成され、活用		
	されているか。		
	5-5-④ 夜間において授業を実施している		
	課程(夜間大学院や教育方法の特例)を		
	置いている場合には、その課程に在籍す		
	る学生に配慮した適切な時間割の設定		
	等がなされ、適切な指導が行われている		
	か。		
	5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	場合には、印刷教材等による授業(添削		
	等による指導を含む。)、放送授業、面接		
	授業(スクーリングを含む。)若しくは		
	メディアを利用して行う授業の実施方		
	法が整備され、適切な指導が行われてい		
	るか。		
	5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程		
	においては、研究指導、学位論文(特定		
	課題研究の成果※)を含む。)に係る指		
	導の体制が整備され、適切な計画に基づ		
	いて指導が行われているか。		
	5-6-① 学位授与方針が明確に定められて		
	いるか。		
	5-6-② 成績評価基準が組織として策定さ		
	れ、学生に周知されており、その基準に		
	従って、成績評価、単位認定が適切に実		
	施されているか。		
	5-6-3 成績評価等の客観性、厳格性を担		
	保するための組織的な措置が講じられ		
	ているか。		
	5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程		
	においては、学位授与方針に従って、学		
	位論文に係る評価基準が組織として策		
	定され、学生に周知されており、適切な		
	審査体制の下で、修了認定が適切に実施		
	されているか。また、専門職学位課程に		
	おいては、学位授与方針に従って、修了		
	認定基準が組織として策定され、学生に		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	周知されており、その基準に従って、修		
	了認定が適切に実施されているか。		
6 学習成果	基準 6 学習成果	4 [教育内容・方法・成果]	基準2. 学修と教授
6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。 6-2 学習成果についての検証が行われていること。 【基本的観点】 ① 単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。	6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。 6-2 卒業(修了)後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。 趣旨この基準では、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果(ラーニング・アウトカム)※)について評価します。大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的	4 教育内容・方法・成果について (4) 成果 大学は、学習成果を的確に評価する ために、その評価方法や評価指標の開 発に努めなければならない。 大学は、いずれの課程においても、 明示された学位授与方針に基づき、一 定の成果を修めたと認定された学生	2-4.単位認定、卒業・修了認定等 2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了 認定等の基準の明確化とその

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	の状況、及び卒業(修了)生や進路先における		
	関係者からの意見聴取の結果等から判断して、		
	学習成果が上がっていることが必要です。		
	各大学や学部・研究科等では、教育の目的や		
	学問分野の特性に応じて、上に記載した方法以		
	外にも適切な方法により学習成果を把握し、自		
	己評価することが望まれます。		
	基本的な観点		
	6-1-① 各学年や卒業(修了)時等におい		
	て学生が身に付けるべき知識・技能・態		
	度等について、単位修得、進級、卒業(修		
	了)の状況、資格取得の状況等から、あ		
	るいは卒業(学位)論文等の内容・水準		
	から判断して、学習成果が上がっている		
	か。		
	6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学		
	生からの意見聴取の結果等から判断し		
	て、学習成果が上がっているか。		
	6-2-① 就職や進学といった卒業(修了)		
	後の進路の状況等の実績から判断して、		
	学習成果が上がっているか。		
	6-2-② 卒業(修了)生や、就職先等の関		
	係者からの意見聴取の結果から判断し		
	て、学習成果が上がっているか。		
7 施設・設備及び学生支援	基準7 施設・設備及び学生支援	[教育研究等環境]	基準2. 学修と教授
		7 大学は、学生の学修ならびに教員	
7-1 学生の学修及び教員の教育研究活動に	7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した	による教育研究活動を必要かつ十分	2-9. 教育環境の整備

必要かつ十分な学習環境や教育研究環境を 整備し、それが有効に活用されていること。

7-2 学生への履修に関することに加え、課 外活動、就職、生活や経済面での援助等に 関する相談・助言、支援が適切に行われて いること。

### 【基本的観点】

- ① 学修・教育研究活動のための施設・設 趣旨 備・ICT環境が適切に整備され、有効に 活用されているか。
- ② 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視 が系統的に収集、整理されており、有効に 活用されているか。
- ③ 自主的に行われる学習のための環境が 整備され、有効に活用されているか。
- ④ 学修に関する学生のニーズが適切に把 握されており、学習に関する相談、助言、 支援が適切に行われているか。学修継続に 困難な状況にある学生への支援が適切に 行われているか。
- ⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適 切に把握されており、生活、健康、就職等 進路、各種ハラスメント等に関する相談・ 助言体制が整備され、適切に行われている か。また、特別な支援を行うことが必要と 考えられる学生への生活支援等が適切に 行われているか。

### 大学機関別認証評価 大学評価基準 (大学評価・学位授与機構)

施設・設備等が整備され、有効に活用さ れていること。

7-2 学生への履修指導が適切に行われてい ること。また、学習、課外活動、生活や 就職、経済面での援助等に関する相談・ 助言、支援が適切に行われていること。

この基準では、第一に、施設及び設備等につ いて評価します。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情 聴覚資料その他の教育研究上必要な資料│報処理学習のための施設、語学学習のための施 設については、それらが講義等に使用される場 合には、使用する学生数、教育内容、教育方法 等を検討し、それが必要とされる能力(収容力、 性能等)を有し、また有効に活用されていなけ ればなりません。また、図書館が整備され、学 習のために必要な図書等の資料についても系 統的に収集、整理されており、かつ実用に供し ていなければなりません。

> 加えて、自主学習や課外活動のための施設・ 設備の整備も重要です。これらは同時に、大学 の有する資産として、適切に維持・管理されて おり、安全・防犯に関する体制も整備されてい なければなりません。

第二に、学生支援について評価します。

学生は、大学生活を送る上で、様々な問題に 直面します。学生は自らの努力のみで全ての問

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

に行えるよう、学習環境や教育研究環 2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、 境を整備し、これを適切に管理運営し なければならない。

### 「学生支援〕

6 大学は、学生が学修に専念できる よう、修学支援、生活支援および進路 支援を適切に行わなければならない。

### 7 教育研究等環境について

大学は、教育研究組織の規模や特性 に応じて、必要にして十分な広さの校 地・校舎を配備するとともに、大学の 理念・目的を実現するために適切な施 設・設備等を整備し、学生の学修と教 員の教育研究環境を整えなければな らない。とりわけ使用者の安全・衛生 の確保に万全を期すとともに、学生の 立場に立ったキャンパス環境の形成 2-7-①学生生活の安定のための支援 に努めることが重要である。

大学は、適切な規模の図書館を配備 し、質・量ともに十分な水準の学術情 報資料を系統的に集積し、その効果的 な利用を促進する必要がある。また、 図書館ネットワーク等を利用した、国 内外の教育研究機関との学術情報の 相互提供システムを講築することも 重要である。

### 大学評価基準 (日本高等教育評価機構)

- 図書館等の教育環境の整備 と適切な運営・管理
- 2-9-②授業を行う学生数の適切な管 玾
- 2-3. 学修及び授業の支援
- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活 用による学修支援及び授業支 援の充実
- 2-5. +v
- 2-5-①教育課程内外を通じての社会 的・職業的自立に関する指導の ための体制の整備
- 2-7. 学生サービス
- 2-7-②学生生活全般に関する学生の 意見・要望の把握と分析・検討 結果の活用

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行			2011年至十八年月月月月月日
われているか。	学生の抱える問題やニーズを把握するととも		
	に、適切な支援を行うことが必要です。学生が		
	   抱える問題等としては、授業の履修、学習に関	し、学生の学修および教員による教育	
	するもの、生活、就職に関するもの、ハラスメ	研究活動を支援すると同時に、教員研	
	ント等が考えられ、これらの問題への相談・助	究費・研究室・研究時間の確保に留意	
	言体制等の整備が必要です。また、学生の部活	し、また、研究倫理に関する規定類を	
	動や自治会活動等の課外活動は広い意味での	明文化するなど、教員の教育研究活動	
	大学教育の一環として重要であり、これらの課	の活性化を支援する環境を整備する	
	外活動が円滑に行われるよう支援が必要です。	必要がある。	
	さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援		
	助等が考えられ、学生支援として必要な要素で	6 学生支援について	
	す。留学生、社会人学生、障害のある学生等、	大学は、幅広く深い教養と専門的知	
	特別な支援を行うことが必要と考えられる学	識を身につけた人材を育成するとい	
	生に対して適切な支援を行っていくことも必	う責務を果たすことが求められる。ま	
	要です。	た、大学における学生生活を通して豊	
		かな人間性を涵養し、学生の資質・能	
	基本的な観点	力を十分に発揮させるために、適切な	
	7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要	環境を整えるとともに、それぞれの学	
	な施設・設備が整備され、有効に活用さ	生の個性に応じた学生生活上の指	
	れているか。また、施設・設備における	導・助言を適切に行う必要がある。そ	
	耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面	のために大学は、学生が学修に専念	
	について、それぞれ配慮がなされている	し、安定した学生生活を送ることがで	
	カゝ。	きるよう、学生支援に関する方針を明	
	7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要	., ,	
	なICT環境が整備され、有効に活用さ	学生の修学支援として、補習・補充	
	れているか。	教育の実施、障がい学生に対する修学	
	7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑	支援等の充実に加え、学生生活の安定	

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要	のために大学独自の奨学基金を設置	
	な資料が系統的に収集、整理されてお	し、これを適切に運用するほか、学外	
	り、有効に活用されているか。	の奨学金の受給に関わる相談や取り	
	7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備さ	扱い業務を充実させるなど、経済的支	
	れ、効果的に利用されているか。	援が重要である。	
	7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際	学生の生活支援として、心身の健	
	のガイダンスが適切に実施されている	康、保健衛生等に係る相談等に適切に	
	か。	対応するためにカウンセリング等の	
	7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが	指導相談体制を整備する必要がある。	
	適切に把握されており、学習相談、助言、	また、学生の住環境に配慮することも	
	支援が適切に行われているか。また、特	望まれる。さらに大学は、学生が快適	
	別な支援を行うことが必要と考えられ	で安全な学生生活を送れるように、学	
	る学生への学習支援を適切に行うこと	生の人権を保障し、ハラスメントがな	
	のできる状況にあり、必要に応じて学習	いよう十分に配慮する必要がある。	
	支援が行われているか。	学生の進路支援として、キャリア支	
	7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている	援に関する組織体制を整備し、進路選	
	場合には、そのための学習支援、教育相	択に関わる指導・ガイダンスを実施す	
	談が適切に行われているか。	ることが必要である。	
	7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課		
	外活動が円滑に行われるよう支援が適		
	切に行われているか。		
	7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズ		
	が適切に把握されており、生活、健康、		
	就職等進路、各種ハラスメント等に関す		
	る相談・助言体制が整備され、適切に行		
	われているか。また、特別な支援を行う		
	ことが必要と考えられる学生への生活		
	支援等を適切に行うことのできる状況		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	にあり、必要に応じて生活支援等が行わ		
	れているか。		
	7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切		
	に行われているか。		
8 教育の内部質保証システム	基準8 教育の内部質保証システム	[ 内部質保証]	基準4. 自己点検・評価
		10 大学は、その理念・目的を実現す	領域:自己点検・評価の適切性、誠実
8-1 大学の理念・目的を実現するために、	8-1 教育の状況について点検・評価し、そ	るために、教育の質を保証する制度を	性、有効性
教育の質を保証する制度を整備し、自己点	の結果に基づいて教育の質の改善・向上	整備し、定期的に点検・評価を行い、	
検や評価の結果に基づいて教育の質の改	を図るための体制が整備され、機能して	大学の現況を公表しなければならな	本基準の趣旨
善・向上を図っていること。	いること。	V,	自主性・自律性を重視する大学の本
8-2 教育の質の改善・向上の取組みが継続	8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対		質からして、大学の質保証は、第一義
的に実施され、機能していること。	する研修等、教育の質の改善・向上を図	10 内部質保証について	的に大学自身の責任と考えるべきで
【基本的観点】	るための取組が適切に行われ、機能して	大学は、社会の負託を受けた組織体	す。したがって、認証評価の本旨は、
① 学生の学習成果について自己点検・評価	いること。	であることに鑑み、組織運営と諸活動	自己点検・評価の実施状況と結果の活
し、教育の質を保証するとともに、教育の		の状況について積極的に情報公開し、	用状況を評価することによって、自己
質の改善・向上を図るための体制が整備さ	趣旨	社会に対する説明責任を果たすこと	点検・評価の質を高めようとするとこ
れ、機能しているか。	この基準では、教育の内部質保証システムに	が必要である。	ろにあると考えます。
② 教員、教育支援者及び教育補助者が相互	ついて評価します。	また、大学が、自律的な存在として	また、認証評価のために行う自己点
に日常的にコミュニケーションをとるこ	教育の目的を達成するためには、教育の状況	機能するためには、自らの活動を点	検・評価であっても、本来の自己点
とによって、教育の質の改善・向上が具体	について継続的に点検・評価し、その教育の質	検・評価し、その結果を公開するとと	検・評価として、教育の改善向上に資
的かつ継続的に適切な形で行われている	の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取	もに、改善・改革を行うことのできる	するとともに、社会への説明責任を果
か。	り組むことが求められます。そのためには、教	組織でなければならない。大学の質を	たし得るよう、大学の自発性と責任感
③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・	育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身	保証する第一義的責任は大学自身に	を持って実施することが期待されて
向上に向けて適切な形で活かされている	に付けた学習成果を点検・評価し、その結果に	あることから、大学は自らの質を保証	います。
か。	基づいて、教育の質の改善・向上を図るための	する (内部質保証) ための組織を整備	
④ FDを実質化し、組織として教育の質の	体制が整備され、実際に機能していることが必	するとともに、内部質保証に関する方	4-1. 自己点検・評価の適切性
向上や授業の改善に結び付けているか。	要です。点検・評価に際しては、大学内外の関	針と手続きを明確にする必要がある。	4-1-①大学の使命・目的に即した自主
⑤ 事務職員等を含む教育支援者や教育補	係者の意見を採り入れることも重要です。	また、内部質保証システムを十全に	的・自律的な自己点検・評価

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
助者に対し、教育活動の質の向上を図るた	また、教員に対する研修や相互授業参観等の	機能させるためには、自己点検・評価	4-1-②自己点検・評価体制の適切性
めの研修等、その資質の向上を図るための	ファカルティ・ディベロップメント(FD)※)、	の客観性・妥当性を高めるための工夫	4-1-③自己点検・評価の周期等の適切
取組みが適切に行われているか。	教育支援者及び教育補助者への研修等、その資	を講じるとともに、自己点検・評価の	性
	質向上を図るための取組が適切に行われ、それ	結果を改善・改革に繋げることが重要	
	らが機能していることが必要です。	である。	4-2. 自己点検・評価の誠実性
			4-2-①エビデンスに基づいた透明性
	基本的な観点		の高い自己点検・評価
	8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通		4-2-②現状把握のための十分な調
	じて学生が身に付けた学習成果につい		査・データの収集と分析
	て自己点検・評価し、教育の質を保証す		4-2-③自己点検・評価の結果の学内共
	るとともに、教育の質の改善・向上を図		有と社会への公表
	るための体制が整備され、機能している		
	か。		4-3. 自己点検・評価の有効性
	8-1-② 大学の構成員(学生及び教職員)		4-3-①自己点検・評価の結果の活用の
	の意見の聴取が行われており、教育の質		ための PDCA サイクルの仕組
	の改善・向上に向けて具体的かつ継続的		みの確立と機能性
	に適切な形で活かされているか。		
	8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の		
	改善・向上に向けて具体的かつ継続的に		
	適切な形で活かされているか。		
	8-2-① ファカルティ・ディベロップメン		
	トが適切に実施され、組織として教育の		
	質の向上や授業の改善に結び付いてい		
	るか。		
	8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、		
	教育活動の質の向上を図るための研修		
	等、その資質の向上を図るための取組が		
	適切に行われているか。		

### 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 安定した財務基盤を有し、収支に係る 計画等が適切に策定・履行され、かつ財務 に係る監査等が適正に実施されているこ と。
- 9-2 大学が自らの機能強化と改革を推進す るための適切な大学ガバナンス体制が整備 され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自 己点検・評価等により、継続的な改善が行 われていること。
- 9-4 大学設置・管理組織との間で共通認識 を形成し、資源の投入において妥当な判断を 促す情報提供がなされていること。

### 【基本的観点】

- ① 大学の目的に沿った教育研究活動を適 切かつ安定して展開できる財政基盤及び 経常的収入が確保されているか。
- ② 大学の目的を達成するため、収支に係る 計画等が適切に策定され、教育研究活動 (必要な施設・設備の整備を含む。) に対 し、適切な資源配分がなされているか。
- ③ 財務諸表等が適切に作成され、また、財 務に係る監査等が適正に実施されている カン。
- ④ 大学の目的を達成するために、学長のリ

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

### 基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収 支に係る計画等が適切に策定・履行さ れ、また、財務に係る監査等が適正に実 施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整 備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自 己点検・評価が実施されているととも に、継続的に改善するための体制が整備 され、機能していること。

この基準では、第一に、財務基盤や財務運営 について評価します。

大学の諸活動には財務の裏付けが不可欠で す。教育研究活動を組織として、将来にわたっ て適切かつ安定的に展開するためには、安定し た財務基盤が必要となります。学生からの授業 料収入に基盤を置く場合には、一定の入学者数 を確保する必要があります。また、危機管理と して、予測不可能な外的環境の変化等に対し て、適当な自己資本(資金・資産)を保有して おくこと等も必要となります。各大学は、各種 財源から収入を得て、それを管理・運用し、そ れぞれの目的に応じて予算を配分しますが、そ ーダシップの下で効果的な意思決定が行 | の際に、明確な計画、配分の方針が策定され、

# 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

### 「管理運営・財務」

- 9 大学は、その機能を円滑かつ十分 に発揮するために、明文化された規定 に基づき適切な管理運営を行わなけ ればならない。また、教育研究を支援 しそれを維持・向上させるために、適 切な事務組織を設置するとともに、必 要かつ十分な財政的基盤を確立し、財 務を適切に行わなければならない。
- 9 管理運営・財務について
- (1) 管理運営

大学は、理念・目的を実現するため に、明確な中・長期の管理運営方針を 策定するとともに、それを構成員に周 知させる必要がある。その際、同方針 において民主的かつ効果的な大学の 意思決定プロセスが担保される必要 がある。また、わが国においては、大 学の多くが教学組織と法人組織で構 成されている現状に鑑みて、両者の権 限と責任を予め明確にしておく必要 がある。

文化された規定に従い、適切・公正に これを行う必要がある。その一環とし て、学長、学部長、研究科長、理事等

# 大学評価基準 (日本高等教育評価機構)

### 基準3.経営・管理と財務

領域:経営の規律、理事会、ガバナン ス、執行体制、財務基盤と収支、会計

### 本基準の趣旨

大学の使命・目的及び教育目的を達 成するためには、そのための中長期的 な全体計画を策定し、計画の実施に必 要な環境・条件を整えるとともに、計 画に沿って事業の執行を管理してい かなければなりません。また、事業執 行の状況を適時に点検・評価し、その 結果を改善につなげていくことが重 要です。

本基準でいう経営・管理とは、学校 法人及び大学における事業のすべて を含みます。今日の大学経営では、教 員の仕事と、職員の仕事とを原理的に 分けて考えることは適当ではなく、計 画の策定においても、事業の執行にお いても、教員と職員との連携と協働こ そがますます大事になっており、その 意味で職員の力量に期待するところ 管理運営は、関係法令に基づいて明 が非常に大きくなっています。

学校法人制度の基本理念である自 主性と公共性、安定性を守る上で、財 務の役割は重要です。大学独自の使 の権限と責任を明確化し、それらの任 命・目的の実現を目指す中長期計画

える組織形態となっているか。

- ⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が、 適切な規模と機能を持っているか。
- ⑥ 危機管理等に係る体制が整備されているか。
- ⑦ 大学の構成員(教職員及び学生)、その 他学外関係者の管理運営に関する意見や ニーズを把握すると同時に、教職員に対し 問題意識の共有がなされているか。
- ⑧ 管理運営のための組織及び事務組織が 十分に任務を果たすことができるよう、管 理運営に関わる職員の資質の向上のため の研修等の取組が組織的に行われている か。
- ⑨ 大学の管理運営について、外部者(当該 大学の教職員以外の者)による評価が行わ れ、評価結果がフィードバックされている か。
- ⑩ 大学の設置・管理を司る行政組織や法人 理事会との間で大学の教育研究

の発展の方向性について共通認識を形成し、活動資金や人的資源の投入において妥当な判断を促す情報提供がなされているか。

① 社会に対し、公教育機関として公的資金の提供に関する合意を形成し、大学の設置 運営に関する妥当な情報提供ができているか。

### 大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)

履行されていなければなりません。加えて、大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されている必要があります。

第二に、管理運営体制・事務組織について評価します。

教育研究の目的達成のためには、事務組織を 含めた管理運営組織が教育研究等に関わる活 動を支援、促進すべく有機的に機能しているこ とが重要です。予測不可能な外的環境の変化等 への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等 を含めた危機管理体制の整備も不可欠です。ま た、各構成員の責務と権限が明確に規定され、 滞りなく効果的に運営することが必要です。さ らには、大学内外の関係者の意見やニーズを把 握した上で、組織として、迅速で的確な意思決 定を行う必要もあります。

また、基準8「教育の内部質保証システム」では、教育活動についての自己点検・評価システムを評価しますが、本基準においては、大学の活動の総合的な状況に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能しているかを評価します。

### 基本的な観点

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動 を適切かつ安定して展開できる資産を

### 「大学基準」およびその解説(大学基準協会)

免方法および任免は適切に行う必要 がある。

大学は、大学業務を円滑かつ効果的 に行うために、適切な事務組織を設置 し、これを十分に機能させなければな らない。事務組織は、学生に対する支 援と大学の教育研究の趣旨と目的に 深い理解を有する職員によって構成 されるとともに、積極的に企画・立案 | 能力を発揮し、大学運営を総合的に行 える環境を整備する必要がある。その ためには、職員の採用・昇格に関する 諸規程の整備等による優秀な人材の 確保に加え、適正な業務評価に基づく 処遇改善やスタッフ・ディベロップメ ント(SD)の活用等により、事務職 員の意欲・資質の向上を図る仕組みを 構築する必要がある。

### (2) 財務

大学は、教育研究を安定して遂行し、かつ中・長期の管理運営方針を実施するために、明確な中・長期財政計画のもと、必要かつ十分な財政的基盤を確保し、これを公正かつ効率的に運営する必要がある。また、わが国の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与するにとどまらず、世界の人材養成と学術研究を先導することができ

### 大学評価基準 (日本高等教育評価機構)

も、適切な財務計画と一体になっては じめて実効性を持ち得ます。また、会 計の適正な処理や財務情報の適切な 開示は、大学が社会的な信頼を得て着 実な発展を遂げるために不可欠なこ とです。

- 3-1. 経営の規律と誠実性
- 3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-②使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③学校教育法、私立学校法、大学 設置基準をはじめとする大学 の設置、運営に関連する法令の 遵守
- 3-1-④環境保全、人権、安全への配慮 3-1-⑤教育情報・財務情報の公表
- 3-2. 理事会の機能
- 3-2-①使命・目的の達成に向けて戦略 的意思決定ができる体制の整 備とその機能性
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び 学長のリーダーシップ
- 3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	有しているか。また、債務が過大ではな	る教育研究水準を維持していくため	能性
	いか。	の基盤整備を図ることが求められて	3-3-②大学の意思決定と業務執行に
	9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動	いる。そのため、大学の安定的な財政	おける学長の適切なリーダー
	を適切かつ安定して展開するための、経	運営には、特段の配慮が必要である。	シップの発揮
	常的収入が継続的に確保されているか。	大学財政は、授業料収入への過度の	
	9-1-3 大学の目的を達成するための活動	依存を避け、授業料以外の財源の確保	3-4. コミュニケーションとガバナ
	の財務上の基礎として、収支に係る計画	を図ることが教育研究水準の維持・向	ンス
	等が適切に策定され、関係者に明示され	上にとって必要である。そのため、学	3-4-①法人及び大学の各管理運営機
	ているか。	外からの資金を受け入れるための組	関並びに各部門の間のコミュ
	9-1-④ 収支の状況において、過大な支出	織・体制を整備し、その受け入れに積	ニケーションによる意思決定
	超過となっていないか。	極的に取り組むことが重要である。	の円滑化
	9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育		3-4-②法人及び大学の各管理運営機
	研究活動(必要な施設・設備の整備を含		関の相互チェックによるガバ
	む。) に対し、適切な資源配分がなされ		ナンスの機能性
	ているか。		3-4-③リーダーシップとボトムアッ
	9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、ま		プのバランスのとれた運営
	た、財務に係る監査等が適正に実施され		
	ているか。		3-5. 業務執行体制の機能性
	9-2-① 管理運営のための組織及び事務組		3-5-①権限の適切な分散と責任の明
	織が、適切な規模と機能を持っている		確化に配慮した組織編制及び
	か。また、危機管理等に係る体制が整備		職員の配置による業務の効果
	されているか。		的な執行体制の確保
	9-2-② 大学の構成員(教職員及び学生)、		3-5-②業務執行の管理体制の構築と
	その他学外関係者の管理運営に関する		その機能性
	意見やニーズが把握され、適切な形で管		3-5-③職員の資質・能力向上の機会の
	理運営に反映されているか。		用意
	9-2-③ 監事が置かれている場合には、監		
	事が適切な役割を果たしているか。		3-6. 財務基盤と収支

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組		3-6-①中長期的な計画に基づく適切
	織が十分に任務を果たすことができる		な財務運営の確立
	よう、研修等、管理運営に関わる職員の		3-6-②安定した財務基盤の確立と収
	資質の向上のための取組が組織的に行		支バランスの確保
	われているか。		
	9-3-① 大学の活動の総合的な状況につい		3-7. 会計
	て、根拠となる資料やデータ等に基づい		3-7-①会計処理の適正な実施
	て、自己点検・評価が行われているか。		3-7-②会計監査の体制整備と厳正な
	9-3-② 大学の活動の状況について、外部		実施
	者(当該大学の教職員以外の者)による		
	評価が行われているか。		
	9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、		
	改善のための取組が行われているか。		
10 教育情報等の公表	基準 10 教育情報等の公表	(再掲)	(再掲)
┃10-1 大学の教育研究活動等についての情	10-1 大学の教育研究活動等についての情報	10 内部質保証について	基準4. 自己点検・評価
10-1 大学の教育研究活動等についての情報を適切を公表することにより、説明責任		, , , , , , , , , , , , , , , , ,	基準4. 自己点検・評価 領域:自己点検・評価の適切性、誠実
		, , , , , , , , , , , , , , , , ,	領域:自己点検・評価の適切性、誠実
報を適切を公表することにより、説明責任	が、適切に公表されることにより、説明	大学は、社会の負託を受けた組織体	領域:自己点検・評価の適切性、誠実
報を適切を公表することにより、説明責任 が果たされていること。	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性
報を適切を公表することにより、説明責任 が果たされていること。 【基本的観点】	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。 趣旨	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性
報を適切を公表することにより、説明責任 が果たされていること。 【基本的観点】 ① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。 趣旨	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性 本基準の趣旨 自主性・自律性を重視する大学の本
報を適切を公表することにより、説明責任が果たされていること。 【基本的観点】 ① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。 趣旨 大学は公的な教育研究機関として、大学に関 係する者(ステークホルダー)に対し、その教	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。 また、大学が、自律的な存在として	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性 本基準の趣旨 自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義
報を適切を公表することにより、説明責任が果たされていること。 【基本的観点】 ① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。 趣旨 大学は公的な教育研究機関として、大学に関 係する者(ステークホルダー)に対し、その教 育研究活動等の状況に関する情報を積極的に	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。 また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性 本基準の趣旨 自主性・自律性を重視する大学の本 質からして、大学の質保証は、第一義 的に大学自身の責任と考えるべきで
報を適切を公表することにより、説明責任が果たされていること。 【基本的観点】 ① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。 ② 教育研究活動等についての情報(学校教	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。 趣旨 大学は公的な教育研究機関として、大学に関 係する者(ステークホルダー)に対し、その教 育研究活動等の状況に関する情報を積極的に	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。 また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性 本基準の趣旨 自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義的に大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、
報を適切を公表することにより、説明責任が果たされていること。 【基本的観点】 ① 大学の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。 ② 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規定される事	が、適切に公表されることにより、説明 責任が果たされていること。 趣旨 大学は公的な教育研究機関として、大学に関 係する者(ステークホルダー)に対し、その教 育研究活動等の状況に関する情報を積極的に 公開することにより、説明責任を果たすことが 求められます。大学に関係する者は、入学志願	大学は、社会の負託を受けた組織体であることに鑑み、組織運営と諸活動の状況について積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。 また、大学が、自律的な存在として機能するためには、自らの活動を点検・評価し、その結果を公開するとと	領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性 本基準の趣旨 自主性・自律性を重視する大学の本質からして、大学の質保証は、第一義的に大学自身の責任と考えるべきです。したがって、認証評価の本旨は、自己点検・評価の実施状況と結果の活

あり、それぞれが求めている情報も多種多様で

とのできる取組みがなされているか。

あることから、大学は自らの質を保証

ろにあると考えます。

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準 (大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	す。この基準では、これらの情報が適切に公表	する(内部質保証)ための組織を整備	また、認証評価のために行う自己点
	され、説明責任が果たされているかについて評	するとともに、内部質保証に関する方	検・評価であっても、本来の自己点
	価します。	針と手続きを明確にする必要がある。	検・評価として、教育の改善向上に資
	大学及び大学を構成している学部・研究科等	また、内部質保証システムを十全に	するとともに、社会への説明責任を果
	の目的は、社会に対して公表され、構成員に周	機能させるためには、自己点検・評価	たし得るよう、大学の自発性と責任感
	知されていることが必要です。	の客観性・妥当性を高めるための工夫	を持って実施することが期待されて
	また、教育に関する基本方針、すなわち、入	を講じるとともに、自己点検・評価の	います。
	学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学	結果を改善・改革に繋げることが重要	
	位授与方針が公表され、入学志願者に対してど	である。	4-1. 自己点検・評価の適切性
	のような能力や適性等を求めているのか、在学		4-1-①大学の使命・目的に即した自主
	生に対してどのような教育を行い、卒業(修了)		的・自律的な自己点検・評価
	生にはどのような知識・技能・態度等を身に付		4-1-②自己点検・評価体制の適切性
	けさせようとしているのか等の情報が、大学に		4-1-③自己点検・評価の周期等の適切
	関係する者に提供されていることが求められ		性
	ます。		
	さらに、教育研究上の基本組織、教育の実施		4-2. 自己点検・評価の誠実性
	体制、教育課程及び学生の状況等、教育活動の		4-2-①エビデンスに基づいた透明性
	状況に関する基本的な情報はもとより、自己点		の高い自己点検・評価
	検・評価の結果を含めて、教育研究活動等の状		4-2-②現状把握のための十分な調
	況に関する情報が適切に公表されていること		査・データの収集と分析
	が必要です。		4-2-③自己点検・評価の結果の学内共
			有と社会への公表
	基本的な観点		
	10-1-① 大学の目的(学士課程であれば学		
	部、学科又は課程等ごと、大学院課程で		
	あれば研究科又は専攻等ごとを含む。)		
	が、適切に公表されるとともに、構成員		
	(教職員及び学生) に周知されている		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	か。		
	10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編		
	成・実施方針及び学位授与方針が適切に		
	公表、周知されているか。		
	10-1-③ 教育研究活動等についての情報		
	(学校教育法施行規則第172条の2に規		
	定される事項を含む。)が公表されてい		
	るか。		
11 特色ある研究の推進	選択評価事項A 研究活動の状況		
11-1 大学の目的及び重点を置く機能に照	A-1 大学の目的に照らして、研究活動を実		
らして、研究活動を実施するために必要な	施するために必要な体制が適切に整備		
体制が適切に整備され、機能していること。	され、機能していること。		
11-2 大学の目的及び重点を置く機能に照	A-2 大学の目的に照らして、研究活動が活		
らして、特色ある研究活動が活発に行われ	発に行われており、研究の成果が上がっ		
ており、成果が上がっていること。	ていること。		
【基本的観点】			
① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適	趣旨		
切に整備され、機能しているか。	大学は優れた人材の育成を担うとともに、幅		
② 研究活動に関する施策が適切に定めら	広い研究活動によって、広く社会・経済・文化		
れ、実施されているか。	の発展を支える役割を社会から期待されてい		
③ 研究活動の質の向上のために研究活動	ます。		
の状況を検証し、問題点等を改善するため	大学が研究活動を継続して活発に進めるた		
の取組みが行われているか。	めには、研究を実施する体制及びその支援・推		
④ 研究活動の実施状況から判断して、研究	進を行う体制の整備、研究推進の施策の実施が		
活動が活発に行われているか。	不可欠です。同時に、大学は、現在の研究活動		
⑤ 研究活動の成果の質を示す実績から判	や研究成果の状況及び社会・経済・文化の領域		
断して、研究の質が確保されているか。	への効果について的確に把握し、研究活動の改		

上	「上坐せ進・よいしがする切=2 /上半せ進功人\	
	「大字基準」およいその解説(大字基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
に関する全般的状況の評価を希望する大学に		
対応するために設けられているものです。		
この選択評価事項では、まず、研究活動に関		
する大学の目的に照らして、研究を実施する体		
制、それを支援・推進する体制、研究推進のた		
めの施策の実施状況(組織内の資源配分に関す		
る措置や研究に関わる規定の策定等)、研究活		
動のシステムが、それぞれ適切に整備され、機		
能しているかを評価します。		
さらに、成果物の刊行、共同研究の状況、競		
争的研究資金への応募状況等を踏まえた研究		
活動の活発さ、競争的研究資金の獲得状況、外		
部評価や受賞状況等から判断した研究の質の		
状況、研究成果の活用状況等の分析から明らか		
にされた社会・経済・文化的な貢献について、		
それぞれ大学の目的に照らして評価します。		
なお、ここで言う研究活動とは、基礎研究や		
応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を		
指します。		
基本的な観点		
A-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体		
制が適切に整備され、機能しているか。		
   A−1−② 研究活動に関する施策が適切に定		
められ、実施されているか。		
	していくことを求められています。 選択評価事項Aは、このような大学の研究活動に関する全般的状況の評価を希望する大学に対応するために設けられているものです。 この選択評価事項では、まず、研究活動に関する大学の目的に照らして、研究を実施する体制、それを支援・推進する体制、研究推進のための施策の実施状況(組織内の資源配分に関する措置や研究に関わる規定の策定等)、研究活動のシステムが、それぞれ適切に整備され、機能しているかを評価します。 さらに、成果物の刊行、共同研究の状況、競争的研究資金への応募状況等を踏まえた研究活動の活発さ、競争的研究資金の獲得状況、外部評価や受賞状況等から判断した研究の状況、研究成果の活用状況等の分析から明らかにされた社会・経済・文化的な貢献について、それぞれ大学の目的に照らして評価します。 なお、ここで言う研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を指します。 基本的な観点 A-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。 A-1-② 研究活動に関する施策が適切に定	善等や向上を図り、それらを社会に対して広く示していくことを求められています。 選択評価事項Aは、このような大学の研究活動 に関する全般的状況の評価を希望する大学に対応するために設けられているものです。 この選択評価事項では、まず、研究活動に関する大学の目的に照らして、研究を実施する体制、それを支援・推進する体制、研究推進のための施策の実施状況(組織内の資源配分に関する措置や研究に関わる規定の策定等)、研究活動のシステムが、それぞれ適切に整備され、機能しているかを評価します。 さらに、成果物の刊行、共同研究の状況、競争的研究資金への応募状況等を踏まえた研究活動の活発さ、競争的研究資金の獲得状況、外部評価や受賞状況等から判断した研究の質の状況、研究成果の活用状況等の分析から明らかにされた社会・経済・文化的な貢献について、それぞれ大学の目的に照らして評価します。 なお、ここで言う研究活動とは、基礎研究や応用研究等に限らず、広く教員の創造的活動を指します。 基本的な観点 A - 1 - ① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。 A - 1 - ② 研究活動に関する施策が適切に定

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	A-1-③ 研究活動の質の向上のために研究		
	活動の状況を検証し、問題点等を改善す		
	るための取組が行われているか。		
	A-2-① 研究活動の実施状況から判断し		
	て、研究活動が活発に行われているか。		
	A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績か		
	ら判断して、研究の質が確保されている		
	か。		
	A-2-③ 社会・経済・文化の領域における		
	研究成果の活用状況や関連組織・団体か		
	らの評価等から判断して、社会・経済・		
	文化の発展に資する研究が行われてい		
	るか。		
12 地域の要請を踏まえた教育・研究	選択評価事項B 地域貢献活動の状況	[社会連携・社会貢献]	
		8 大学は、社会との連携と協力に配	
12-1 大学の目的に照らして、地域の要請を	B-1 大学の目的に照らして、地域貢献活動	慮し、教育研究の成果を広く社会に還	
踏まえた教育研究活動を実施するために必	が適切に行われ、成果を上げているこ	元しなければならない。	
要な体制が適切に整備され、機能している	と。		
こと。			
12-2 地域の要請を踏まえた教育研究活動	趣旨	8 社会連携・社会貢献について	
が活発に行われており、成果が上がってい	大学は、正規課程の学生に対して教育活動を		
ること。	実施し、優れた人材を育成するとともに、	大学は、その知的資源をもって学外	
12-3 教育研究活動の成果の地域への還元	研究活動を行い、その成果を研究論文・著書・	の教育研究機関および企業・団体、地	
が適切に行われていること。	作品等として社会に提供することが求められ	域等との連携・協力を促進する必要が	
【基本的観点】	ています。近年では、このような教育・研究活	ある。さらに、大学が生み出す知識・	
① 大学の目的・機能に照らして、地域の要	動に加えて、大学の有する知的資源を様々な形	技術等を社会に有効に還元するシス	
請を適切に把握し、それを踏まえた計画や	で活用し、より開かれた大学として、社会に貢	テムを構築することが期待される。	
具体的方針を定め、適切に公表・周知して	献することが求められるようになってきてい	大学は、これらのことを前提に、特	

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
いるか。	ます。選択評価事項Bにおいては、このような	性に応じた、社会との連携・協力に関	
② 計画に基づいた活動が適切に実施され	大学の社会貢献活動、とりわけ、地域貢献活動	する方針を定めるとともにこれを明	
ているか。	について評価します。	示する必要がある。	
③ 地域の満足度等に照らして活動の成果	地域貢献活動としては、公開講座、資格関係	とりわけ国際化への積極的な対応	
が上がっているか。	の講座、各種の研修やセミナーの開設等の正規	を理念・目的の中に掲げる大学におい	
④ 地域の要請を踏まえた教育研究活動の	課程の学生以外への教育サービスのほか、博物	ては、国際社会への貢献として、研究	
実施の評価体制整備を行うと同時に、改善	館等の公開、図書館開放のような学習機会の提	成果を国際学術誌等に速やかに公開	
のための取組みが行われているか。	供等が考えられます。また、産業界との協力に	すること、学外の研究者・留学生との	
	よる地域産業の振興への寄与や、国・地方公共	情報交換・交流に努めること、途上国	
	団体・民間団体との連携による地域社会づくり	への知識・技術の供与等に努めること	
	への参画等も考えられます。大学によっては、	が期待される	
	このような地域貢献活動を大学の重要な目的		
	の1つとして位置付けている場合もあります		
	ので、そのことが大学の目的に明示されていれ		
	ば、本評価事項の評価対象とすることができま		
	す。		
	この選択評価事項では、地域貢献活動に関わ		
	る目的の達成状況について、目的・計画の策定		
	と公表・周知、実際の活動内容や方法の適切性、		
	活動の成果、改善のためのシステム等の観点か		
	ら評価を行います。		
	基本的な観点		
	B-1-① 大学の地域貢献活動の目的に照ら		
	して、目的を達成するためにふさわしい		
	計画や具体的方針が定められているか。		
	また、これらの目的と計画が適切に公		
	表・周知されているか。		

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
	B-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施		
	されているか。		
	B-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等		
	の満足度等から判断して、活動の成果が		
	上がっているか。		
	B−1−④ 改善のための取組が行われている		
	カ。		
1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善			
1-1 大学が受審し、すでに公表された自己			
点検評価、認証評価結果を踏まえて、大学			
として積極的に改善を行っていること。			
1-2 すでに結果が公表された認証評価が実			
施された以降に行った組織改革等により設			
置された新たな組織等に関し、大学として			
従来の組織と同様に質保証を行っているこ			
と。			
1-3 すでに結果が公表された認証評価の実			
施を踏まえて、引き続き大学が自ら改善す			
べき課題を把握する作業を継続し、その内			
容を明らかにしていること。			
1-4 新たに明らかとなった改善すべき点に			
ついて対応の方向性を組織として定めてい			
ること。			
1-5 大学は、認証評価の結果について、評			
価者をはじめとする様々な関係者と継続的			
な意見交換を実施するなど質保証のための			
対話を行っていること。			

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
1-6 大学の教育研究活動等についての情報			
を適切に公表することにより、教育研究活			
動等の総合的な状況について常に説明責任			
が果たされていること。			
【基本的観点】			
① すでに公表された認証評価(以下、認証			
評価とする)の結果によって改善が求めら			
れた点について、大学としての方針を明確			
に定めることにより、適切な判断のもと改			
善の実施の有無の判断を含め対応を行っ			
ているか。			
② 認証評価が実施された以降に行った組			
織改革等により設置された学部・学科・そ			
の他の組織について、認証評価結果に照ら			
して同様の質保証の取組みを大学組織全			
体として行ない、成果が上がっていること			
を確認しているか。			
③ すでに結果が公表された認証評価の実			
施を踏まえて、引き続き地域や社会、学生			
等からの要請を適切に受け止め、改善すべ			
き点について把握し、その内容を明らかに			
するための体制整備がなされているか。			
④ 新たに明らかにした改善すべき点につ			
いて学内構成員間での共有がなされてい			
るか。			
⑤ 新たに明らかにした改善すべき点につ			
いて、改善の方向性を定め、具体的な取組			
みを進める計画が定められているか。			

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
⑥ 改善に関するプロセス全体について社			
会に情報発信ができているか。			
⑦ 認証評価の結果を不断の大学改革に結			
びつけるための、学内、学外関係者、評価			
機関等との意見交換等、質保証のための対			
話を継続しているか。			
⑧ 教育情報の公表の項目や公表プロセス			
を常に点検し、教育研究活動等の総合的な			
状況について常に説明責任を果たしてい			
るか。			
2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育			使命・目的に基づく大学独自の基準設
研究の推進			定と自己点検・評価
2-1 大学がその設置の目的を果たすため			評価機構が定める 4 つの「基準」
に、特に重点を置く機能を明らかにし、そ			は、大学として基本的・共通的な最小
の機能を強化することによって教育研究の			限のものです。
成果が適切に上がっていること。			この 4 つの「基準」以外に、大学
2-2 大学が特に重点を置く機能に照らして			が使命・目的に掲げ、個性・特色とし
優位な成果が上がっている教育研究活動に			て重視している領域に関しては、大学
ついて、さらなる改善や情報発信が行われ			が独自に「基準」「基準項目」及び「評
ていること。			価の視点」を設定し、自己点検・評価
			を行うことが求められます。
【基本的観点】			
① 大学設置の目的を学内構成員や地域社			
会、学生等と共有した上で、特に重点を置			
く機能を明らかに示しているか。			
② 特に重点を置く機能が、地域社会、学生			
等の要請に適合し、大学の行っている教育			

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
研究活動との間で整合性がとれているか。			
③ 特に重点を置く機能に関する教育研究			
の成果が上がり、その成果を大学の優位点			
として存在感を示すものとなっているか。			
④ 大学が優位点とする教育研究の成果に			
ついて、その内容をさらに検証し、改善活			
動を行うと同時に、その成果と改善に関し			
て適切に情報発信がなされているか。			
3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナ			
ンス(財務基盤及び管理運営)			
3-1 安定した財務基盤を有し、収支に係る			
計画等が適切に策定・履行され、かつ財務			
に係る監査等が適正に実施されているこ			
と。			
3-2 大学が自らの機能強化と改革を推進す			
るための適切な大学ガバナンス体制が整備			
され、機能していること。			
3-3 大学の活動の総合的な状況に関する自			
己点検・評価等により、継続的な改善が行			
われていること。			
3-4 大学設置・管理組織との間で共通認識			
を形成し、資源の投入において妥当な判断を			
促す情報提供がなされていること。			
【基本的観点】			
① 大学の目的に沿った教育研究活動を適			
切かつ安定して展開できる財政基盤及び			
経常的収入が確保されているか。			

「十尚部伍甘淮(竺)加丰安)」	十份機用回到計詞体 十份詞体甘华(十份詞体 岩丛域白機株)	「十労甘淮」とパスの柳部(十労甘淮均へ)	<b>七</b>
「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
② 大学の目的を達成するため、収支に係る			
計画等が適切に策定され、教育研究活動			
(必要な施設・設備の整備を含む。) に対			
し、適切な資源配分がなされているか。			
③ 財務諸表等が適切に作成され、また、財			
務に係る監査等が適正に実施されている			
カ′。			
④ 大学の目的を達成するために、学長のリ			
ーダシップの下で効果的な意思決定が行			
える組織形態となっているか。			
⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が、			
適切な規模と機能を持っているか。			
⑥ 危機管理等に係る体制が整備されてい			
るか。			
⑦ 大学の構成員(教職員及び学生)、その			
他学外関係者の管理運営に関する意見や			
ニーズを把握すると同時に、教職員に対し			
問題意識の共有がなされているか。			
⑧ 管理運営のための組織及び事務組織が			
十分に任務を果たすことができるよう、管			
理運営に関わる職員の資質の向上のため			
の研修等の取組が組織的に行われている			
か。			
⑨ 大学の管理運営について、外部者(当該大			
学の教職員以外の者)による評価が行われ、			
評価結果がフィードバックされているか。			
⑩ 大学の設置・管理を司る行政組織や法人			
理事会との間で大学の教育研究の発展の			

「大学評価基準(第1次素案)」	大学機関別認証評価 大学評価基準(大学評価・学位授与機構)	「大学基準」およびその解説(大学基準協会)	大学評価基準(日本高等教育評価機構)
方向性について共通認識を形成し、活動資			
金や人的資源の投入において妥当な判断			
を促す情報提供がなされているか。			
⑪ 社会に対し、公教育機関として公的資金			
の提供に関する合意を形成し、大学の設置			
運営に関する妥当な情報提供ができてい			
るか。			